



答 申 第 7 1 9 号

平成 30 年 12 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成30年12月27日付け神環指第1221号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

指定検査機関への神戸市浄化槽台帳情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 指定検査機関から浄化槽管理者に対して浄化槽の法定検査の受検を案内するに当たり、環境局環境保全部環境保全指導課が保有する浄化槽台帳に登録されている管理者等に関する個人情報を、指定検査機関に提供することは、法定検査の受検率の向上に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

指定検査機関への神戸市浄化槽台帳情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【神戸市浄化槽台帳情報】

[提供先：浄化槽法第57条に定められる「指定検査機関」]

- ・設置者氏名
- ・設置者住所
- ・管理者氏名
- ・管理者住所
- ・浄化槽の人槽、種類
- ・設置日、廃止日